

住宅取得祝金支給申請書

年 月 日

曾於市長 様

申請人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

曾於市住宅取得祝金支給について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。  
記

1	住宅取得の区分 ※30万円を支給	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 購入（未入居建売住宅） <input type="checkbox"/> 購入（中古住宅，耐用年数10年以上）			
		2	建物の表題登記日 ※登記簿に記載	年 月 日 ※中古物件購入の場合は，建物の所有権移転登記日	
3	住定の事由（転入者加算） ※転入の場合のみ50万円 を支給	<input type="checkbox"/> 転入 前住所地：_____			
		住民となった年月日：_____年____月____日 ※住民票に記載			
		<input type="checkbox"/> 転居			
4	同居家族の状況（子ども加算）				
	<input type="checkbox"/> 子どもが1人の場合は10万円を支給 <input type="checkbox"/> 子どもが2人以上の場合は20万円を支給				
5	氏名	続柄	性別	年齢	勤務先，学校等
		世帯主			
6	他補助金等申請状況	曾於市危険廃屋解体撤去補助金申請（有 無） 曾於市空き家バンク利用促進事業補助金（有 無）			
7	総支給額 ※上記1，3及び4の合計				円

注 支給額については，商品券として支給する額を含むものとする。

## 住宅取得祝金支給制度について

1	制度の目的	曾於市では、定住促進を図るため、住宅を新築または購入した方に対し、お祝として地域商品券および現金を支給いたします。地域商品券を支給することにより、市内経済の活性化を図ることも目的としています。
2	対象者	市内に居住するため、住宅を新築または購入した方。 ※5の注意点(対象外等)を必ずご確認ください。
3	支給の金品等	<p><b>□1(基本の祝金等)</b> 住宅を新築又は購入した者 商品券 15 万円分+現金 15 万円=計 30 万円分</p> <p><b>□2(転入者加算)</b> 上記1の対象者で、転入して1年以内の方に対し 商品券25万円分+現金25万円=計50万円分を加算 ※注)本市から他の市町村へ転出し、転出後3年以内の再転入は対象外とする。</p> <p><b>□3(子ども加算)</b> 上記1の対象者で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもを有する場合、 子ども1人つき 商品券5万円分+現金5万を加算 ただし、子ども加算は最大商品券10万円分+現金10万円までとする。</p>
4	提出する書類	<p>住宅取得祝金支給申請書(様式1) (添付書類)</p> <p>(1) 世帯全員の住民票【原本】(住宅所在地に住所を定めたことを確認するため。)</p> <p>(2) 新築又は購入した住宅に係る契約書の写し</p> <p>(3) 不動産登記事項証明書 (建物用)【原本】 (取得日、権利者を確認するため。地方法務局で交付されます。)</p> <p>(4) 納税証明書【原本】(曾於市に未納が無いことを確認するため。税務課で交付。)</p> <p>(5) 転入者の方は、戸籍付票【原本】(3年以上、本市に居住なしを確認するため)</p> <p>(6) 住宅のカラー写真(正面からの建物全景、側面からの建物全景)2枚以上 ※裏面をご参照ください。</p> <p>(7) 住宅の位置が分かる地図等(住宅地図のコピーなど)</p>
5	注意点 (対象外等)	<p>(1) 新築・購入の日以後1年以内に申請すること。</p> <p>(2) 転入日以後1年経過してからの住宅取得は、転入者加算の対象外とします。</p> <p>(3) 市税等の滞納者は、対象外とします。</p> <p>(4) 危険廃屋解体撤去補助金、曾於市空き家バンク登録住宅改修補助金の交付を受けた方は、対象外とします。</p> <p>(5) 中古住宅とは、居住が可能で耐用年数が10年以上見込まれるものです。</p> <p>(6) 住宅取得祝金は一時所得にあたります。一時所得が50万円を超える場合は、所得税・市県民税の確定申告が必要となる場合がございます。詳しくは大隅税務署(099-482-0007)または曾於市役所税務課(0986-76-8804)にお問合せください。</p>
6	祝金の 支給方法	申請書提出後に支給決定を行います。支給決定後、市役所で行う交付式で、商品券と現金が直接支給されます。(例:7月~9月申請→10月末交付式)
7	申請書の記載事項等に偽りその他の不正などがあった場合、祝金等の返還を命ずることがあります。	
8	問合わせ先	<p>本 庁 企画政策課 定住推進係 TEL 0986-76-8802</p> <p>大隅支所 地域振興課 地域振興係 TEL 099-482-5921</p> <p>財部支所 地域振興課 地域振興係 TEL 0986-72-0931</p>